定　　款

株式会社遠藤製作所

定　　款

第１章　総　則

【商　号】

第１条　当会社は、株式会社遠藤製作所と称し、英文では、ENDO　MANUFACTURING　CO.,LTD.と表示する。

【目　的】

第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．ゴルフクラブの製造および販売
２．ゴルフボール、キャディバッグ等のゴルフ用品の販売
３．ステンレス製業務用ならびに家庭用調理器具の製造および販売
４．ステンレス線材製収納器具の製造および販売
５．給排気設備等のステンレス製建築部品の製造および販売
６．ステンレス製薄肉精密パイプの製造および販売
７．自動二輪および自動車の鍛造部品ならびに鍛造付属品の製造および販売
８．金属プレスおよび鍛造機械用金型の開発、設計、製作および販売
９．各種金属材を使用した骨接合用インプラント等の製造および販売
10．前各号に掲げる製品および部品等の輸出入に関する事業
11．不動産の賃貸
12．経営上必要と認める会社への融資、投資および債務保証
13．前各号に付帯関連する一切の事業

【本店所在地】

第３条　当会社は、本店を新潟県燕市に置く。

【機関】

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1．取締役会
2．監査役
3．監査役会
4．会計監査人

【公告方法】

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章　株　式

【発行可能株式総数】

第6条　当会社の発行可能株式総数は、2,980万株とする。

【自己の株式の取得】

第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

【単元株式数】

第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

【単元未満株式についての権利】

第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

【単元未満株式の買増し】

第10条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

【株主名簿管理人】

第11条　①当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

【株式取扱規程】

第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

【株主総会の招集】

第 13 条 ①当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に随時招集する。

②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。

③株主総会の議長は取締役社長とする。取締役社長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

【定時株主総会の基準日】

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月３１日とする。

【決議の方法】

第 15 条 ①株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第 16 条 ①株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

【議事録】

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

【電子提供措置等】

第 18 条 ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章　取締役および取締役会

【員　数】

第 19 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

【選任方法】

第 20 条 ①取締役は、株主総会においてこれを選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

【任　期】

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

【取締役会の招集】

第 22 条 ①取締役会は、取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

③取締役会の議長は取締役社長とする。取締役社長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

④取締役会は、法令で定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

【取締役会の決議方法】

第 23 条 ①取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

②当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

【代表取締役および役付取締役】

第 24 条 ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

【取締役会規程】

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

【報酬等】
第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章　監査役および監査役会

【員　数】
第 27 条 当会社の監査役は４名以内とする。

【選任方法】
第 28 条 ①監査役は、株主総会においてこれを選任する。
②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【任　期】
第 29 条 ①監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

【常勤の監査役】
第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

【監査役会の招集通知】
第 31 条 ①監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

【監査役会の決議方法】
第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

【監査役会規程】
第 33 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

【報酬等】
第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章　会計監査人

【選任方法】

第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

【任　期】

第 36 条 ①会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章　計算

【事業年度】

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

【剰余金の配当の基準日】

第 38 条 ①当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【中間配当】

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

【配当金の除斥期間】

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

〈附則〉

第 1 条　現行定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） の削除および変更案第 18 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

第 2 条　前条の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。

第 3 条　本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前条の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。